

一般廃棄物処理業許可業者、浄化槽清掃業者の変更届が必要な事由

一般廃棄物処理業許可(変更)申請書（根拠法令：法第7条の2第1項）

事業の範囲を変更しようとするとき（事業の一部の廃止であるときは除く）

一般廃棄物処理業変更届出書

（根拠法令：法第7条の2第3項～第5項，令第2条の6～第2条の8）

事業の全部若しくは一部を廃止したとき

住所を変更したとき（個人の場合）

事務所及び事業場の所在地を変更したとき

氏名又は名称を変更したとき

本店又は支店等の代表者を変更したとき

役員を変更したとき

事務所，車庫，洗車設備，積替保管施設の設置場所，構造，規模を変更したとき

収集運搬車両を変更したとき

代表者，役員，本店又は支店等の代表者の法定代理人を変更したとき

代表者，役員，本店又は支店等の代表者が欠格事由に該当したとき

従業員を変更したとき（住所変更は除く）

提出する時期

廃止又は変更の日から10日以内

（全部廃止の場合は1箇月前までに市規則で定める廃業届を提出）

浄化槽清掃業変更届出書（根拠法令：法第37条）

住所を変更したとき（個人の場合）

営業所の所在地を変更したとき

氏名又は名称を変更したとき

役員及び本店又は支店等の代表者又はその氏名を変更したとき

浄化槽清掃に使用する車両を変更したとき

代表者，役員，本店又は支店等の代表者の法定代理人を変更したとき

代表者，役員，本店又は支店等の代表者が欠格事由に該当したとき

従業員の変更（住所変更は除く）

提出する時期

変更の日から30日以内

（廃止の場合は1箇月前までに市規則で定める廃業届を提出）